

「世田谷区精神障害者等支援連絡協議会」の設置について

1 目的

国の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」を進めるうえで、必須事業となっている「保健・医療・福祉関係者による協議の場」(平成29年4月18日付障発0418第8号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)について、関係機関の連携強化と精神障害施策等の充実に向けた協議の場とするため、以下のとおり設置する。

2 概要

(1) 名称

「世田谷区精神障害者等支援連絡協議会」とする。(以下「協議会」という。)

(2) 位置付け

これまで精神科病院の入院患者等の退院促進に向け、関係機関の情報交換や課題への対応策等の検討を行ってきた「世田谷区自立支援協議会・地域移行部会」に、医療関係者や地域生活を支える支援者などを加え「協議会」とする。

(3) 設置について

平成31年3月1日(要綱設置)

(4) 協議事項

国が示す「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」10項目の推進及び進捗状況の把握、評価
精神科病院の入院患者等の地域移行に向けた検討
関係機関相互の情報共有(国、東京都の動向等も含む)
その他、精神障害施策等を充実するために必要と認められる事項の検討

(5) 構成

医師会、歯科医師会、薬剤師会、精神科病院、都立中部精神保健福祉センター、訪問看護ステーション、世田谷区立保健センター、障害者支援施設、地域障害者相談支援センター、相談支援事業所、あんしんすこやかセンターなど

(6) 開催

年2回程度(8月及び2月を予定)開催する。

なお、第1回は平成31年3月18日(月)に開催予定

(7) 事務局

障害福祉担当部障害施策推進課、世田谷保健所健康推進課の共同事務局とする。

(8) その他

協議会は原則公開とする。ただし、個人情報に係る内容等が取り扱われる場合は非公開とすることができる。

3 その他

協議会の開催に加え、障害者団体や精神障害当事者から意見を伺う機会を適宜設ける。

「協議の場」の位置付け

世田谷区地域保健福祉審議会

(地域保健福祉審議会障害部会)
障害者施策推進協議会

世田谷区健康づくり推進委員会

共有

世田谷区自立支援協議会
(兼障害者差別解消支援地域協議会)
障害者が安心して地域で自立した生活を継続することのできる社会の実現を目指し、地域における障害者等への支援体制の整備を推進する。

報告

報告

【虐待防止・差別解消・
権利擁護部会】

虐待の早期発見と対応、障害者の権利擁護、障害を理由とする差別解消に向けた取組み等について協議する。
<構成> 弁護士、学識経験者、社会福祉協議会等

【地域移行部会】

精神科病院等の入院患者の地域移行に向け、支援のあり方や課題対応の検討を行うと共に、地域移行に係る制度や仕組みの情報共有を行う。
<構成> 障害者支援施設従事者、相談支援専門員、都立中部総合精神保健福祉センター等

【各エリア自立支援協議会】

地域の特性に応じ以下の事項を協議するため、総合支所ごとにエリア自立支援協議会を置く。
● 地域における関係機関等のネットワークの構築及び情報の共有
● 事例毎の支援のあり方に関すること。
● 障害者の自立支援に係る社会資源の開発及び改善
● 障害者等の支援体制に係る課題整理
<構成> 総合支所保健福祉課長、地域障害者相談支援センター、地域の各種支援機関等

意見・報告

(保健・医療・福祉関係者による協議の場)
「世田谷区精神障害者等支援連絡協議会」
(地域移行部会拡大会議)
● 地域移行部会の拡大会議とし、地域移行部会のメンバーに医療関係者や支援者などを加える。
● 協議会の協議内容等は地域移行部会を通じ、自立支援協議会へ報告する。

意見・参加



意見・参加

